

飯坂町財産区保有施設等在り方検討会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯坂町財産区が保有する施設及び設備の今後の在り方について検討するため、飯坂町財産区保有施設等在り方検討会（以下、検討会という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について必要な検討及び協議を行う。

- (1)施設の老朽化、経営の状況に関すること。
- (2)老朽化施設更新の在り方に関すること。
- (3)温泉使用料・公衆浴場利用料の在り方に関すること。
- (4)温泉供給先への全体説明会に関すること。

(組織等)

第3条 検討会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1)飯坂町財産区管理会委員
 - (2)温泉受給者
 - (3)公衆浴場利用者
 - (4)地域団体の代表者
 - (5)学識経験者
- 2 検討会に会長及び副会長を置く。
 - 3 会長及び副会長は委員の互選による。
 - 4 会長は会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者について、会議に出席を求めることができる。
- 3 検討会の会議は、原則公開とする。

(任期)

第5条 委員の任期は設置から1年とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、観光交流推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月13日から施行する。